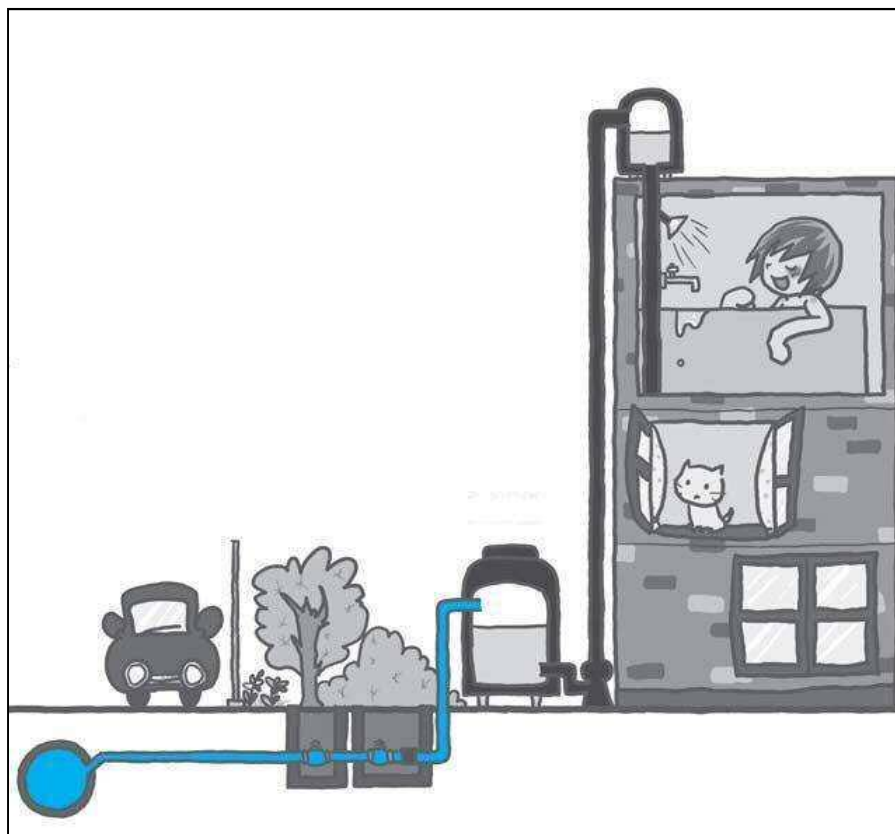


簡易専用水道の手引き



ビル、集合住宅、学校等に設けられた受水槽をもつ水道のうち、受水槽の有効容量が10m³を超えるものを「簡易専用水道」といいます。

簡易専用水道の設置者は、常に清潔で安全な飲用水を確保するため、水道法に基づき、施設の衛生的な管理や検査を行う義務があります。

川口市保健所 生活衛生課

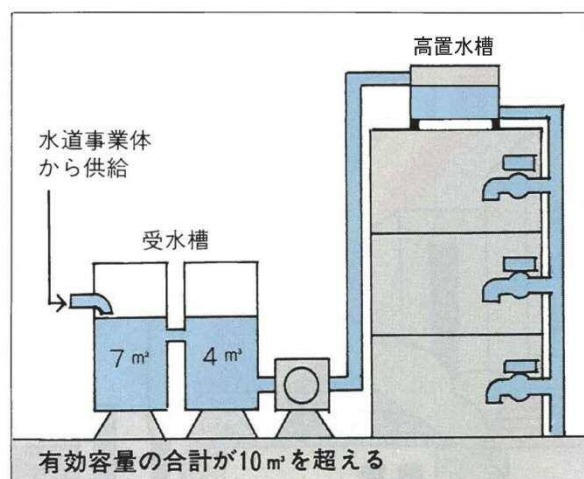
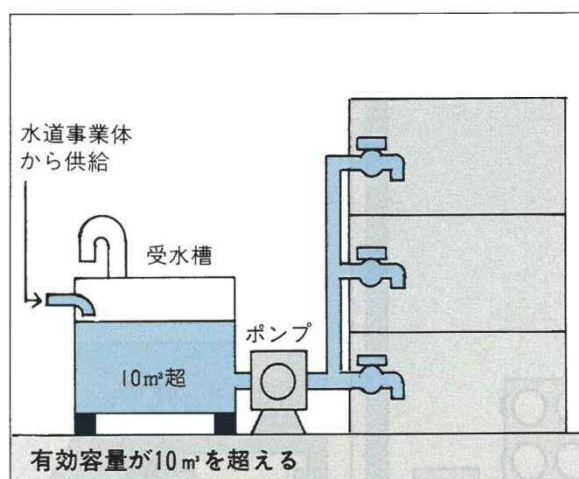
目 次

1	簡易専用水道とは	・ ・ ・ ・ ・	P 1
2	設置者の管理基準について	・ ・ ・ ・ ・	P 2
3	法定検査について	・ ・ ・ ・ ・	P 4
4	報告について	・ ・ ・ ・ ・	P 6
5	水道法（抜粋）	・ ・ ・ ・ ・	P 7
6	水道法施行令（抜粋）	・ ・ ・ ・ ・	P 8
7	水道法施行規則（抜粋）	・ ・ ・ ・ ・	P 8
8	川口市水道法施行細則（抜粋）	・ ・ ・ ・ ・	P 9

簡易専用水道とは

「簡易専用水道」とは、上水道から供給を受ける水のみを水源として、その水をいったん受水槽に貯めた後、飲用水として利用する施設のうち、受水槽の有効容量の合計が 10 m^3 を超える施設をいいます。

したがって、受水槽の有効容量の合計が 10 m^3 を超えても、まったく飲用水として使用しない場合（工業用水、消防用水等）や、地下水（井戸水）をくみあげて受水槽に貯めている場合は、簡易専用水道には該当しません。



有効容量とは

「有効容量」とは、受水槽の最高水位と最低水位の間に貯留され、適正に利用可能な水量のことです。

なお、受水槽の容量は、一日の使用量の半分程度、高置水槽では $1/10$ 程度が目安です。必要以上に貯めておくと、消毒の効果が減少し、細菌等による汚染の危険が増加するので気をつけましょう。

受水槽が複数ある場合は、それぞれの有効容量を合算したものが、有効容量の合計になります。

設置者の管理基準について

簡易専用水道の設置者は、その水道の利用者が安心して利用できる水を供給するため、管理基準に従って管理する義務があります。（法第34条の2）

水槽の清掃（法施行規則第55条第1項）

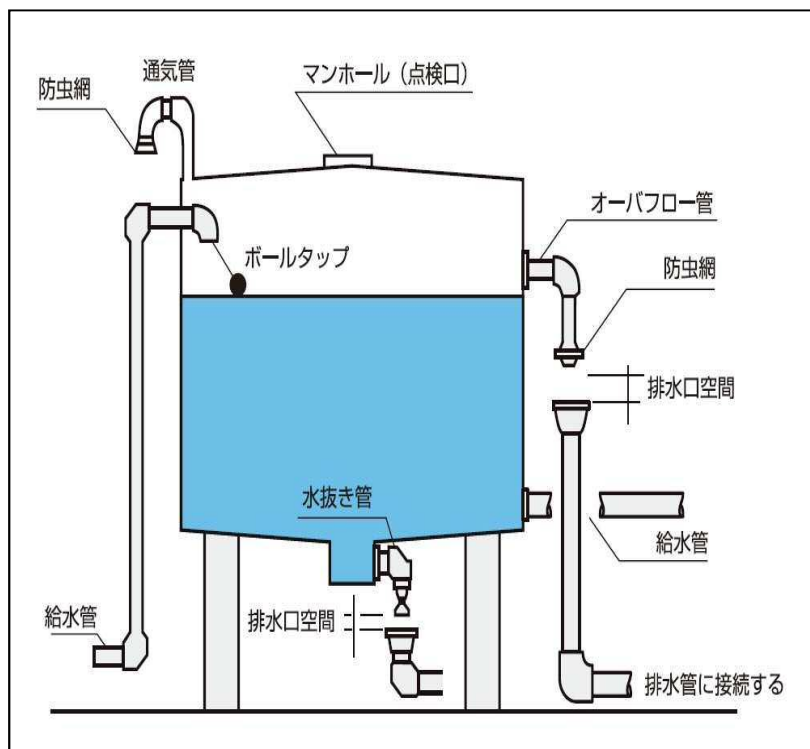
- ◆ 水槽の清掃は、毎年1回以上定期的に、必ず行ってください。

施設の点検等（法施行規則第55条第2項）

- ◆ 水槽その他の施設の状況を点検し、有害物や汚水等により水が汚染されるのを防止するための措置を講じてください。

【主な点検内容】

- ・ 水槽周囲の清潔維持・整理整頓
- ・ 水槽の破損・亀裂の有無
- ・ マンホールの密閉・施錠
- ・ 防虫網の設置
- ・ 水槽内部の清潔維持
- ・ 排水口空間の確保
- ・ 管の状態



水質の確認（法施行規則第55条第3項）

- ◆ 給水栓水（蛇口から出る水）の色、濁り、臭い、味を毎日1回確認し、異常を認めた場合は、水質基準のうち必要な項目について水質検査を行ってください。
- ◆ 残留塩素の測定は、法律で義務付けられていませんが、水の衛生状態を把握するうえで大切ですので、週に1回程度測定することをお勧めいたします。



給水停止及び関係者への周知（法施行規則第55条第4項）

- ◆ 供給する水が人の健康を害するおそれがあると知った場合は、直ちに給水を停止し、関係者にその水が危険であることを周知してください。



法定検査について

簡易専用水道の設置者は、その水道の利用者が安心して利用できる水を供給するため、簡易専用水道の管理について、専門の検査機関による検査を受ける義務があります。（法第34条の2第2項）

【検査の頻度】

毎年1回以上定期的に、必ず法定検査を実施してください。

【検査項目】

簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査	
・施設に有害物、汚水等が混入するおそれの有無 ・水槽及びその周辺の清潔の保持 ・水槽内の沈殿物等の異常な物の有無	
給水栓水（蛇口から出る水）の水質検査	
・色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無	
書類の整理等に関する検査	
・簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面 ・受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする図面 ・水槽の清掃の記録 ・施設の定期・臨時の点検結果及び補修改善措置 ・水質異常に伴う水質検査結果 など	

【検査機関】

法定検査の依頼は、専門の検査機関（法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者）に対して行ってください。

検査機関名	所在地	電話
(一社)群馬県薬剤師会環境衛生試験センター	群馬県前橋市西片貝町 5-23-10	027-223-6355
(一財)日本文化用品安全試験所	東京都墨田区東駒形 4-22-4	03-3829-2512
(一社)埼玉県環境検査研究協会	埼玉県さいたま市大宮区上小町 1450-11	048-649-5115
(一財)千葉県薬剤師会検査センター	千葉県千葉市中央区中央港 1-12-11	043-203-1066
(一財)茨城県薬剤師会検査センター	茨城県水戸市笠原町 978-47	029-306-9086
(一社)東京都食品衛生協会	東京都台東区寿 4-15-7	03-3934-5824
(一社)北里環境科学センター	神奈川県相模原市南区北里 1-15-1	042-778-9208
(一財)東京顕微鏡院	東京都千代田区九段南 4-8-32	042-525-3186
平成理研(株)	栃木県宇都宮市石井町 2856-3	028-660-1700
日本理化サービス(株)	愛知県名古屋市中千種区千種 3-20-20	052-733-3561
(株)那須環境技術センター	栃木県那須塩原市青木 22-152	0287-63-0233
日東化学工業(株)	福岡県北九州市小倉南区徳吉東 4-9-1	093-451-2711
(株)総合水研究所	大阪府堺市堺区神南辺町 1-4-6	0120-86-3345
(株)江東微生物研究所	東京都江戸川区西小岩 5-18-6	03-3671-5941
東京環境衛生(株)	東京都渋谷区広尾 5-19-14 卯月ビル 10 階	03-3442-4600
(株)ケイ・エス分析センター	大阪府富田林市錦織南 2-9-2	0721-20-5611
(株)科学技術開発センター	長野県長野市北長池字南長池境 2058-3	026-263-2010
(株)環境技研	東京都板橋区板橋 4-12-17	03-3962-1771
(株)日本分析	東京都板橋区小豆沢 2-26-14	03-5914-4431
(株)HER	兵庫県加西市網引町 2001-39	0790-49-3221
内藤環境管理(株)	埼玉県さいたま市南区太田窪 2051-2	048-887-2590
貯水評価研究所	新潟県妙高市大字楡島 256	0255-75-2470
(株)総合環境分析	神奈川県横浜市緑区鴨居 1-13-2	045-929-0033

※この一覧表は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関のうち、川口市内の簡易専用水道の検査を実施することができる検査機関を抜粋したものです。（令和6年11月1日現在）

報告について

川口市では、簡易専用水道の管理の適正を図るため、「川口市水道法施行細則」を定め、必要な報告事項及び書式について規定しています。

簡易専用水道の給水を開始したとき	
簡易専用水道給水開始報告書（様式第 1 9 号）	
簡易専用水道給水開始報告書の報告事項に変更があったとき	
簡易専用水道変更報告書（様式第 2 0 号）	
簡易専用水道を廃止したとき	
簡易専用水道廃止報告書（様式第 2 1 号）	
法定検査を受けた後、市長から報告を行うことを求められたとき	
簡易専用水道検査結果報告書（様式第 2 2 号）	
簡易専用水道の給水を緊急停止したとき	
簡易専用水道緊急停止報告書（様式第 2 3 号）	

水道法（抜粋）

（用語の定義）

第3条

7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをという。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

（簡易専用水道）

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

（報告の徴収及び立入検査）

第39条

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

（罰則）

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

8 第34条の2第2項の規定に違反した者

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

3 第39条第1項、第2項、第3項又は第40条第8項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

水道法施行令（抜粋）

（簡易専用水道の適用除外の基準）

第2条 法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立法メートルであることとする。

水道法施行規則（抜粋）

（管理基準）

第55条 法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。
- 2 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 4 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（検査）

第56条 法第34条の2第2項の規定による検査は、毎年一回以上定期的に行うものとする。

- 2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

川口市水道法施行細則（抜粋）

（簡易専用水道の給水開始等の報告）

第12条 法第3条第7項の簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の給水を開始したときは、速やかに様式第19号の報告書を市長に提出するものとする。

2 簡易専用水道の設置者は、前項の規定により報告した事項に変更があったときは、速やかに様式第20号の報告書を市長に提出するものとする。

3 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道を廃止したときは、速やかに様式第21号の報告書を市長に提出するものとする。

（簡易専用水道の検査結果の報告）

第13条 簡易専用水道の設置者は、法第34条の2第2項の検査を受け、市長からその報告を求められたときは、速やかに様式第22号の報告書を市長に提出するものとする。

（簡易専用水道の給水の緊急停止の報告）

第14条 簡易専用水道の設置者は、省令第55条第4項の規定により給水の緊急停止をしたときは、様式第23号の報告書を直ちに市長に提出するものとする。

（簡易専用水道の改善の指示）

第15条 法第36条第3項の規定による改善の指示は、様式第24号の指示書により行うものとする。

（簡易専用水道の給水停止命令）

第16条 法第37条の規定による簡易専用水道の給水の停止の命令は、様式第25号の命令書により行うものとする。



【 問合せ 】

川口市保健所 生活衛生課 生活衛生係

〒334-0011 川口市三ツ和 1-14-3

（鳩ヶ谷庁舎 4 階）

TEL : 048-229-3913 FAX : 048-281-5765